

平成31年(モ)第10004号 文書提出命令申立事件

(基本事件 平成28年(ワ)第2407号 自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件)

申立人(基本事件原告) 平 和子

相手方(基本事件被告) 国

5

被告の令和元年9月6日付け「文書提出命令申立てに対する意見書(2)」に対する求釈明申立書

10

2019年11月20日

札幌地方裁判所 民事第1部 合議係 御中

申立人(基本事件原告)訴訟代理人

15

弁護士 佐 藤 博



弁護士 神 保 大



20

本書面では、申立人(基本事件原告)を原告、相手方(基本事件被告)を被告という。

目次

第1 総論.....	2
第2 理由.....	2
1 具体例「気象」	3
2 具体例「政府樹立までの主要結節」	3

3	具体例「活動写真等」	4
4	情報公開による開示部分と非開示部分があることとの関係	5
5	まとめ	6
	第3 被告の挙げた判例の分析	6
5	1 最決平成17年10月14日の内容及び分析	6
	2 被告の本件による文書提出命令拒否理由は抽象的に過ぎる	9

第1 総論

- 10 被告は、令和元年9月6日付文書提出命令申立てに対する意見書（2）（以下「被告意見書（2）」という。）添付別表（以下単に「別表」という。）の「構成」記載内容及び民訴法220条4号口該当理由について、それぞれ、以下の5つのレベル（前回の弁論では、3ないし4と述べたが、その後検討した結果）に分けて説明されたい。
- 15 1 「構成」に記載された用語の意味。
- 2 当該「構成」に記載された情報は、どのような内容なのか。
- 3 本件対象文書に記載された内容が、なぜ被告の挙げた民訴法220条4号口該当理由（南スーダンの情勢に関する事項、外国部隊の配置に関する事項、南スーダン派遣施設隊の活動内容等に関する事項）に該当するのか。
- 20 4 本件対象文書に記載された内容が、なぜ「職務上の秘密」に該当するのか。
- 5 本件対象文書に記載された内容が、なぜ「公共の利益を害し、または公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」のか。
- 以下で、上記を引用する際は、便宜上、レベル1、レベル2等と表記する。

25 第2 理由

被告は、平成31年3月27日付「文書提出命令申立書に対する意見書」（以下「被告意見書」という。）及び被告意見書（2）により、本件対象文書に記載され

た内容が民訴法220条4号に該当するため提出義務がないとする。

しかし、被告意見書（2）添付の別表は、あまりに大雑把な内容である上、具体的な内容に関する主張が乏しく、原告において反論することが困難である。以下、具体例を挙げて論じる。

5

1 具体例「気象」

例えば、「気象」という用語は、大気中に生じる様々な自然現象のことを意味し、晴雨、気温、湿度、風の向き・強さなどを示すものであるから、用語の意味は明らかである（よって、レベル1は判明している。）。

しかし、本件対象文書には「気象」のいかなる情報が記載されているのか不明である。すなわち、晴雨だけなのか、温度や湿度も含まれているのか、風向きやその強さも書かれているのか、あるいは「気象」としてこれら以外の情報も記載されているのか不明である（レベル2は不明である。）。

また、「気象」は、単なる自然現象にすぎず、その「気象」に関する情報が、なぜ「南スーダン派遣施設隊等の活動内容等に関する事項」に該当するのか、その意味が不明である（レベル3が不明である。）。

さらに、「気象」は、客観的な自然現象であり、世界中で共有される公知の情報=事実のように思われる。それにもかかわらず、「職務上の秘密」とする理由が不明である（レベル4が不明である）。

加えて、単なる自然現象に関する情報を提出することにより、「公共の利益を害し、または公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」と考える理由が不明である（レベル5が不明である。）。

2 具体例「政府樹立までの主要結節」

「政府樹立までの主要結節（暫定政府樹立までの主要結節）」とは、いかなる意味であるか不明である。そもそも「結節」とは、「結ばれて節となっている部分」という意味の熟語であり、その節となっている事象を「結節点」と表現すること

もある。しかし、主要結節という表現がいかなる意味の熟語であるのか、また「政府樹立までの主要結節」という表現が何を意味しているのか不明である。また、被告意見書では「主要結節」という表現は一切ないため、被告意見書を参考にその意味を推測することも出来ない（レベル1が不明である）。

5 次に、「政府樹立までの主要結節」にあたる事実として、具体的にどのような内容の情報が記載されているのか不明である（レベル2が不明である。）。

また、「政府樹立までの主要結節」が、なぜ「南スーダン派遣施設隊等の活動内容等に関する事項」に該当するのか不明である（レベル3が不明である。）。

10 さらに、「政府樹立までの主要結節」として記載された内容が、なぜ「職務上の秘密」に該当するのか理由が不明である（レベル4が不明である。）。

加えて、その提出により、「公共の利益を害し、または公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」と考える理由が不明である（レベル5が不明である。）。

3 具体例「活動写真等」

15 「活動写真等」という用語は、活動している最中の写真など、という意味であることは、一定程度推測が可能である（レベル1は一定程度推測可能）。

そして、この項目には、自衛官がその任務を行っている現場を写真撮影したものが含まれることも、一定程度推測が可能である。しかし、「等」とある以上、他の情報も含まれていると思われ、その内容は不明である（レベル2は一定程度推測可能だが、不明な点もある。）。

仮にこれが、自衛官がその任務を遂行している場面を撮影した写真であれば、それはまさに「南スーダン派遣施設部隊等の活動内容等に関する事項」であると思われる（レベル3は一部推測が可能である。）。

しかし、自衛隊は、戦闘行為に従事するために南スーダンへ派遣されたわけではない。治安も任務ではない。施設部隊（司令部要員は別である）の基本的な任務は土木工事や建設、輸送業務である。具体的には、道路補修や様々な設備の設置などであったはずである。被告の主張を前提とすれば、その活動実績はむしろ積極的に

開示されるべきものである。事実、自衛隊の活動は、防衛相・自衛隊のホームページで写真付きで掲載されている。また、現地へ派遣された自衛官の家族にも写真が提供されていた。

このような状況にもかかわらず、「活動写真等」の全てが「職務上の秘密」とされる理由が不明である（レベル4が不明である。）。

加えて、土木工事や建設、輸送業務について、その提出により、「公共の利益を害し、または公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」と考える理由が不明である（レベル5が不明である。）。

10 4 情報公開による開示部分と非開示部分があることとの関係

(1) ところで、原告が提出を求めた、①甲A80号証～甲A180号証（南スーダン派遣施設隊日々報告第1600号～第1700号）及び②甲A204号証（南スーダン派遣施設隊等の衛生状況（週間報告））は、いずれも一部が開示されており、実質的には非開示（黒塗り）部分のみの提出（開示）を求めるものとなる。

従って、文書によっては、大部分が開示されて非開示部分が一部にとどまり、なぜ当該箇所だけ非開示にされなければならないのか、開示された大部分と何が違うのかが問題となる。他方で、頁がほぼ丸ごと黒塗りの文書もあり、その情報量の多さからすると、なぜ全部非開示なのか（一部でも開示できる箇所が本当になかったのか）、非開示の事由は実は1つに限らないのではないかという問題が生じる。

(2) 以上の点を、情報公開の実務からすると、開示対象文書の特定の他、非開示部分の特定とその概要説明がなされ、それに対する非開示事由が特定され、そのうえで不服申立の理由、弁明の応酬がなされ、判断されることになる。

上記の参考事例として、総務省の情報公開・個人情報保護審査会の答申書（疎甲1）と帯広市情報審査会における帯広市長の「非開示部分及び非開示理由が整理された資料」（疎甲2）を証拠提出する。

(3) ところで、情報公開法と民訴法220条4号との関係については、横浜地裁平

成18年(モ)第1056号事件・平成19年9月21日第5民事部決定(元海上自衛隊員の自殺事件の原因究明・再発防止を目的として作成された文書、人事管理や訓育のために作成された文書など、海上自衛隊内で作成された文書に対して文書提出命令が申し立てられた事案につき、申立文書のうち一部について、民訴法220条4号の要件に該当しないとして文書提出命令が認められた事例。
5 疎甲3)が、要旨次のとおり判断している。

- 文書の一部が証拠として提出されており情報公開法により開示されていることが明かな部分については必要性がないとしたものの、それら以外については必要性が認められるとし、同法220条4号に基づく提出命令を認めた。
- 被告国(相手方)は、同法220条4号所定の要件に該当するか否かを判断する際には、情報公開法との整合性を考慮すべきである旨の意見を述べたが、情報公開制度と民訴法規定による文書提出命令とは、その主旨・目的が異なり、かつ、情報公開法の規定が文書提出義務に関する規定に優先するものでもないため、「文書提出命令の申立の対象文書が情報公開法5条1号ないし6号の要件に該当するか否かについて判断するまでもなく、単に民訴法220条4号所定の要件に該当するか否か判断すれば足りるものと解される」とした。

5 まとめ

以上の1ないし3の具体例のように、論理的に5つのレベルで説明がなされることにより、被告の意見が具体的となり、反論も可能となる。

併せて、その前提として、対象文書と非開示部分の特定、それに対する民訴法220条4号該当事由の特定について整理し、非開示部分について区々的に判断できるようにすることを求める。

25 第3 被告の挙げた判例の分析

1 最決平成17年10月14日の内容及び分析

(I) 最決平成17年10月14日は、いわゆる「災害調査復命書」の記載内容が、

民訴法220条4号口の「職務上の秘密」及び「公共の利益を害し、または公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」という要件を充足するかどうかを判断したものである。

最決は、まず、「災害調査復命書」の記載内容を「①本件調査担当者が職務上知ることことができた本件事業場の安全管理体制、本件労災事故の発生状況、発生原因等の被告会社にとっての私的な情報（以下「①の情報」という。）と、②再発防止策、行政上の措置についての本件調査担当者の意見、署長判決及び意見等の行政内部の意思形成過程に関する情報（以下「②の情報」という。）」とに分類した。

原決定（名古屋高裁金沢支決 H17.3.24）は、②の情報（という分類は原決定ではしていない）について、「災害調査復命書が民事訴訟の証拠として使用され、その記載内容や調査担当者の評価等が争われることになれば、調査担当者において以後記載する内容や表現を簡素化したり、意見にわたる部分の記載を控えたりするなどの影響を受けざるを得ず、上記2（1）の目的（代理人注：同決定にいう「労働災害の発生原因を究明し、同種災害の再発防止策等を策定する」という目的）のための率直な意見の記載が妨げられたり意思決定の中立性が損なわれるおそれが高い」とした。この②の情報については、最決も、「行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されたものであり、その記載内容に照らして、これが本案事件において提出されると、行政の自由な意思決定が阻害され、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在することが明らかである」として、原決定と同様の結論をとった。

しかし、最決は、①の事情については、原決定と異なる判断をなした。原決定は、①の情報（という分類は原決定ではしていない）について、「情報提供の事実や提供した情報の内容が容易に公開されることになると、関係者の中には、情報提供により不利益を被った事業者から報復されることを恐れて、災害調査の場面において調査担当者の事情聴取に対し不十分な情報提供しか行わないといった対応をするおそれも否定できない」とし、「公共の利益を害し、または公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」とした。

これに対し、最決は、①の情報について、「(ア) 本件文書には、被告会社の代表取締役や労働者らから聴取した内容がそのまま記載されたり、引用されたりしているわけではなく、本件調査担当者において、他の調査結果を総合し、その判断により上記聴取内容を取捨選択して、その分析評価と一体化させたものが記載されていること」(以下「(ア) の事情」という。) 及び「(イ) 調査担当者には、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査するなどの権限があり(労働安全衛生法 91 条、94 条)、労働基準監督署長等には、事業者、労働者等に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずる権限があり(同法 100 条)、これらに応じない者は罰金に処せられることとされていること(同法 120 条4号、5号)」(以下「(イ) の事情」という。) の2つの事情を挙げて、「公共の利益を害し、または公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」とはいえないとした。

この(ア)の事情は、災害調査復命書に記載された情報を具体的に分析すると、聴取内容をそのまま載せているわけではなく適宜改変されており、また、聴取内容だけが載っているわけではなく他の情報も載っており、しかも分析評価と一体化させたものが記載されているため、この災害調査復命書に記載された情報を提出されたからといって、「関係者の信頼を著しく損なう」ということはできないとしたものである。また、(イ)の事情は、記載内容ではなく法的制度を具体的に検討した結果、災害調査の場面においては任意に事情を聴取する以外にも、調査するための方法があり、それには罰金の制裁による強制力も存在することから、公務の遂行に「著しい支障」を生ずるおそれがないことを指摘したものである。

このように、最決は、「民訴法 220 条4号口にいう「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれとは、単に文書の性格から公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずる抽象的なおそれがあることが認められるだけでは足りず、その文書の記載内容からみてそのおそれが存在することが具体的に認められることが必要であると解すべきである。」との判断枠組を示したうえ、実際に記載されている情報を具体的に検討し、内容の改

変の程度、情報源の多様性、分析評価と一体となっていること、他の制度による目的達成の実現可能性などの事情から、「公共の利益を害し、または公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」と言えるかどうかを判断したのである。

5 (2) 上記最高裁の判断枠組みに基づき、かつ、自衛隊作成の文書が対象となった事件で、文書提出命令が認められた事案として、横浜地裁平成18年(モ)第10
56号事件(平成19年9月21日第5民事部決定)がある(疎甲3)。

2 被告の本件による文書提出命令拒否理由は抽象的に過ぎる

被告は、本件対象文書の記載内容を、何らの説明なく3つ(南スーダンの情勢に関する事項、外国部隊の配置に関する事項、南スーダン派遣施設隊の活動内容等に関する事項)に分類した上で、実際に記載されている情報を具体的に説明することを避けている。

10 被告の文書提出命令申立に対する意見書(2)別表は、各文書の内容の指摘といながら、実は表題を言い換えたに過ぎず、裁判所がその内容から公共の利益や公務の遂行に支障を生ずるか否かを的確に判断することができない、すなわち前記最決の判断枠組みを実質的には逸脱した抽象的理由しか述べられていない、といわざるを得ない。

15 よって、上記最決の判断枠組みに照らせば、被告の説明では、本件対象文書を提出することにより、「公共の利益を害し、または公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」とはいえない、というべきである。

20 以上